

一宮市障害者に関する社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市障害者に関する社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉施設等の施設整備の振興を図るため、社会福祉施設等の施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の交付対象者は、社会福祉施設等の施設整備を行う社会福祉法人等とする。

(補助対象施設、補助金の額等)

第3条 補助金の対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（以下「施設整備補助要綱」という。）」第2の4の表の⑤欄において中核市が補助者とされている同表①欄の施設の種類のうち障害者に係るものとする。

2 補助金の額等は、別表に掲げるとおりとし、施設整備補助要綱に定める国庫補助の交付決定を市が受けていることを交付の条件とする。ただし、補助金の額の算定において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書を別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、規則第5条の規定による補助金等交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金交付の目的を達成するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をするときは、市長の承認を受けなけ

ればならない。

- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならぬ。
- (4) 事業が予定期間内に完了しないことが見込まれるとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、市長に報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させことがある。
- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない。
- (11) 補助金の対象経費に対して、他の市費補助金、及びお年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(13) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管して、補助金と補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

2 補助事業者が、前項の条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことがあるものとする。

（交付申請の取り下げ）

第7条 補助金の交付申請をした者は、交付決定の通知を受けた日から5日以内に申請の取り下げをすることができるものとし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定がなかったものとみなす。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、次に定めるところにより、補助事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

- (1) 工事着工報告書 工事着工の日から7日以内
 - (2) 工事進捗状況報告書 別に定める日まで
- （完了報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める日までに、規則第11条の規定による補助事業等完了報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、概算払をすることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象施設	補助対象者	補助金の額
第2条第1号に該当する施設	施設の種類ごとに、施設整備補助要綱第2の4の表の③欄に定められた設置者	施設整備補助要綱に規定する中核市の負担額